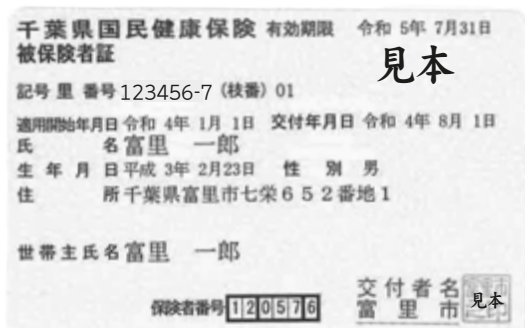


# 国民健康保険被保険者証・納税通知書を発送します

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4083

## 【保険証の一齐更新】

現在、皆様が使用している保険証の有効期限が一齐更新されます。8月1日（月）から有効となる新しい保険証を、7月中に特定記録郵便で郵送します。保険証が届かないときや、内容に誤りがあったときは必ず連絡をお願いします。



## ■注意事項

- 国民健康保険税の滞納がある世帯には「短期保険証」または「資格証明書」を郵送します。
- 70歳以上の被保険者には、高齢受給者証と一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します。新しい保険証に負担割合が記載されます。
- 保険証は6月20日現在のデータで作成しています。6月21日以降に脱退などの手続きをした場合は、市から届いた保険証は使用できませんので、注意してください。

## 【納税通知書を発送】

世帯主あてに令和4年度の国民健康保険税納税通知書を、7月15日（金）に発送します。世帯に国民健康保険加入者がいれば、世帯主には納期限内に国民健康保険税を納める義務があります。なお、65歳以上75歳未満の国民健康保険に加入する世帯主の人は国民健康保険税が年金天引き（特別徴収）される場合があります。

75歳以上の人と同居する国民健康保険加入者の人は、国民健康保険税が軽減される場合があります

- 75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入している場合
  - ①保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。
  - ②国民健康保険の被保険者が1人となる場合には、減額されます。
- 75歳以上の人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65歳～74歳）が国民健康保険に加入する場合  
新たに国民健康保険に加入し、国保税を納めることになった人については、市役所の窓口で申請すると、被保険者1人あたりで賦課される保険税が1/2に、さらに、被保険者が1人の場合には、世帯別で賦課される保険税も1/2になります。

## 確定申告期限後に申告したとき

確定申告期限後に今年度の所得税の申告をした人は、令和4年度市民税・県民税の所得情報が反映されていない場合があります。所得情報が更新された後に再計算し、該当する人には変更通知書などでお知らせします。

非自発的失業者の人は届出をすることにより、国民健康保険税が軽減されます

- 平成21年3月31日以降に、次のいずれかに該当し、失業等給付を受ける人が対象となります。
  - ・特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）
  - ・特定理由離職者（雇止めなどによる離職）
- 離職の翌日を基準として、翌年度末までの期間が軽減期間となります。  
【注意点】
  - ・雇用保険の失業等給付をうける期間とは異なります。
  - ・国民健康保険加入中は、期間の途中で就職しても引き続き軽減の対象になりますが、会社等の健康保険に加入するなどして国民健康保険を脱退すると終了します。
- 軽減を受けるためには申請が必要です。次の物を持参し、国保年金課窓口で手続きをしてください。
  - ・雇用保険受給資格者証（ハローワークで発行）
  - ・身分証明書

## 国民健康保険（国保）の届出について

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4083

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者が保険料を出し合い、医療にかかる費用に充てる、相互助け合いの制度です。職場の健康保険に加入している人や、生活保護を受けている人などを除く全ての人は、国保に加入しなければなりません。また、次のようなときは届出が必要です。

- 健康保険を喪失（扶養喪失）したとき→国保加入
- 健康保険に加入（扶養認定）したとき→国保脱退

なお、国保税は資格取得日（原則退職日の翌日）までさかのぼって課税されますので、14日以内に届出をしてください。

※届出が遅れると、保険給付が受けられないときがあります。